

**著作権法(著作権者不明等の場合の強制許諾では、公開演出にかかる利用報酬も供託する)**

**【書誌事項】**

当事者:A社(上告人)vs 経済部智慧財産局(智慧財産局)(被上告人)

判断主体:最高行政法院

事件番号:109 上字第 674 号

言渡し日:2021 年 8 月 13 日

事件の経過:A社の上告は棄却する。

**【判決概要】**

A社が、権利の所在が不明な複数の音楽著作物について、智慧財産局にカラオケテープにおける利用の許諾を申請したところ、智慧財産局は、消費者による「公開演出」について、A社が「合理的な利用報酬」を供託してからはじめてその利用について許諾を受けることができる旨の処分を下した。最高行政法院は、智慧財産局の処分は妥当なものであり誤りがないと認めた。

**【事実関係】**

A社は、カラオケテープの製造販売業者であって、権利の所在が不明な複数の音楽著作物について、業務用カラオケテープのデジタル音源として再製すること、及びこれらデジタル音源をA社の製造するカラオケ機器において再製した後、カラオケ機器を流布し又はレンタル・リースすることによりカラオケ店等娯楽施設に提供することの使用許諾を申請し、文化創意産業発展法第24条の規定により、智慧財産局から許諾を受けた。なお、公開演出については、智慧財産局は、算定された報酬をA社が供託した後、前掲カラオケ機器で、消費者が公開演出の方法により前記再製音楽著作物を利用させることを認めた。その場合、かかる報酬はA社が負担し、且つ算定された利用報酬をA社が供託してから、はじめてこれら音楽著作物を利用できるとした。

A社は、智慧財産局の処分中の公開演出にかかる利用報酬の負担命令、及び算定された利用報酬を供託してからはじめてこれら音楽著作物を利用できる命令に不服があり、訴願を経て、行政訴訟を提起したところ、原判決で訴えが棄却されたため、最高行政法院に上告した。

## 【判決内容】

1. 最高行政法院は原判決を維持して、智慧財産局の下した処分が妥当なものであると認めた。その理由として、著作権者不明等の場合の強制許諾規定は、利用者が著作権侵害を心配する必要がないように、権利者不明著作物をうまく利用し、文化創意産業の発展を促すことが目的であるため、もし原処分が、後続の公開演出にかかる利用報酬に何ら触れないまま、A 社による権利者不明著作物の再製、レンタル・リース、流布を認めたのであれば、A 社の個人的な利益のみを満たしたこととなり、かえって公開演出時に権利の所在が不明な著作物を利用した膨大な数の利用者に著作権侵害のリスクを負わせてしまい、文化創意産業発展法第 24 条の立法趣旨に反することが挙げられた。さらに、A 社は実際に公開演出を行う行為者ではないものの、公開演出にかかる利用報酬の支払いは必ずしも実際の行為者に負担させなければならないとは限らず、A 社が再製、流布、レンタル・リース等の利用許諾を申請するとき、併せて公開演出にかかる利用報酬を負担することは、決して不合理なものではない。

## 【専門家からのアドバイス】

1. 文化創意産業発展法第 24 条第 1 項は、「人が作った文化創意製品を利用するにあたり、著作権者が不明、又は権利の所在が不明なため、公表済みの著作物について、権利者の許諾を得ることができず、著作権所轄機関に権利者から利用許諾を得られない事由を説明し、且つ著作権所轄機関の査証を経て、利用許諾を受けて且つ係る利用報酬を供託した場合は、許諾された範囲内で当該著作物を利用することができる。」と規定している。上記規定は、権利者不明著作物について強制許諾を申請することができる根拠となる。当該規定によると、利用者は利用の範囲についてのみ強制許諾を申請すれば良いと捉えられがちであり、さらに、業務用カラオケテープの製造販売業者は、音楽著作物の再製、流布及びレンタル・リースのみを行い、公開演出を行わないことから、音楽著作物の再製、流布及びレンタル・リースのみについて強制許諾を申請し、利用範囲外となる公開演出については強制許諾を申請する必要性についてこれまでも議論があった。
2. 最高行政法院は本件判決をもって、強制許諾の範囲は、申請者が実際に著作物を利用する範囲に限らないことを肯定し、業務用カラオケテープの製造販売業者にとって、音楽著作物の公開演出はその利用範囲外となるとしても、音楽著作物の公開演出に

についても強制許諾を申請しなければならない。その主な理由として、著作権法に別段の定めがある場合を除き、著作権者は複製、流布、レンタル・リース、公開演出等権利を専有するため、智慧財産局が文化創意産業発展法第24条第1項規定により強制許諾を付与できる範囲にも著作権者が著作権法により享有する各項の権利が当然含まれていることを挙げた。もっとも、実際的な運用上、公開演出時に権利の所在が不明な著作物を利用した膨大な消費者に著作権侵害のリスクを負わせないようにするため、一括して、業務用カラオケテープの製造販売業者が権利の所在が不明な音楽著作物について再製、流布、レンタル・リース等の利用許諾を申請するとき、併せて公開演出にかかる利用報酬の強制許諾を申請するのが最も妥当なものである。したがって、本件判決が下された後、業務用カラオケテープの製造販売業者が権利の所在が不明な音楽著作物について再製、流布、レンタル・リース、の強制許諾を申請するとき、これら音楽著作物に係る後の営業所における公開演出についても、併せて強制許諾の申請をしなければならない。

3. 事業者が権利の所在が不明な著作物について強制許諾の付与を申請する場合のアドバイスとして、まず智慧財産局のウェブサイトに掲載された「簡易評価表(簡易チェックシート)」に基づき、利用しようとする著作物が著作権法による保護を受けている可能性、及び強制許諾の付与を申請する必要性(例えば、著作権法の保護の対象にならない製作物であるか否か、著作権法の保護期間が過ぎた著作物であるか否か)を確認する。もし強制許諾の付与を申請する必要があると判断した場合は、強制許諾の付与を申請する前に、強制許諾付与申請に要する期間(利用者が著作権者又はその所在を調べるために要する期間、及び許諾申請受理機関が法により証拠審査と報酬額の算定を行うために要する期間等を含む)、時期的に事業者のビジネス展開の好機に歩調を合わせることができるか否か等要素を総合的に考慮しなければならない。一般的には、以上の手続きを踏まえて、智慧財産局から処分が下されるまで、少なくとも4~6ヶ月の時間を要する。その上、申請者が智慧財産局から利用許諾の付与申請を認めた処分を得た後、処分にに基づき算定された利用報酬を裁判所に供託してから始めて当該著作物を利用することができる。よって、商業的な理由で出版物の発行日程が切迫し、強制許諾が付与されるのを待てないのであれば、改めて当該権利の所在が不明な著作物を利用する必要性を検討し、且つ他の著作物に置き換える可能性を模索したほうが無難である。